

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第6回 松阪市環境保全審議会
2. 開 催 日 時	平成21年7月13日(月) 午後14時00分～午後18時00分
3. 開 催 場 所	松阪市第2分館2階会議室
4. 出席者氏名	(委 員) 朴恵淑、 富田靖男、市川雄二、小野要吉、 葛山博次、小山利郎、辻宣夫、西川博明、橋本昭彦 長谷川靖、前田太佳夫、松岡正道、森勝之、 矢尾板俊平 (会長 副会長) (その他) 低周波音の学識者 1名 (事務局) 三田環境課長、村田環境保全担当主幹、奥、杉田
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	12名
7. 担 当	松阪市環境部環境課環境保全係 TEL 0598-53-4067 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

議事録は別紙の通り

日時 平成21年7月13日(月) 14時00分～18時00分

場所 松阪市第2分館2階会議室

- 概要
1. 開会
 2. 議事
 1. 騒音、低周波音について
 2. 株式会社ジャネックスの計画について
 3. クリーンエネルギーファクトリー株式会社の計画について
 3. その他
 4. 閉会

出席者 19名(傍聴者12名)

委員 14名

朴恵淑、富田靖男、市川雄二、小野要吉、葛山博次、小山利郎、辻宣夫、西川博明、橋本昭彦、長谷川靖、前田太佳夫、松岡正道、森勝之、矢尾板俊平

その他 1名

低周波音の学識者

事務局 4名

三田環境課長、村田環境保全担当主幹、奥、杉田

事業者 株式会社ジャネックス(以下、ジャネックスとする。)

クリーンエネルギーファクトリー株式会社(以下、CEFとする。)

審議内容

会長：暑い真夏日ではありますが、みなさんよろしくお願ひします。松阪市の風力発電建設について、特に市議会から健康被害などについて質問もあり、大変注目を浴びる会議となりました。本審議会でも騒音振動の専門家がないわけではありませんが、特に低周波音についてはなかなか特殊な領域であるがゆえに、また大変重要な事項でもあるため、専門の先生にお願ひし、オブザーバーとして知見を頂くこととなります。当然でありながら決定権はありませんが、何か低周波音に関する様々な諮問、アドバイスを頂けるかと思ひますのでよろしくお願ひします。また、今日はジャネックス、CEFの計画についての審議もあり、ハードな内容であるが、みなさんよろしくお願ひします。それではさっそく、議事1の騒音、低周波音について、資料に基づいて説明を受け、審議に移りたいと思ひます。

議事1の騒音、低周波音について、両事業者より資料説明がなされる。

会長：審議に入る前に、低周波の先生に低周波音の影響について、あるいは2つの資料に基づいてでも結構なのですが、審議に参考になることもあろうかと思うので、ご意見を頂きたいと思いますがよろしいですか。それでは先生、よろしくをお願いします。

低周波学識者：よろしくをお願いします。資料を拝見させて頂き、気がついたことから申し上げます。

まずジャネックスの方ですが、CEFもそうなのですが、例えば資料8、9ページあたりで参照値と比較していますが、もともと参照値は苦情が発生した時にその苦情が低周波音によるものかどうかを判断するための目安として環境省が作ったものであるため本来は評価に使わないで頂きたいところでございます。また、物的苦情にかかる参照値は屋外で測定したものと比較しますが、心身苦情にかかる参照値は屋内で測定したものと比較するため、このデータと直接比較することはできません。

8ページの音圧レベルの周波数分析結果について、この時は風が強かったのだと思いますが、だいぶ風の影響が結果に見られています。ただ、そうではあります、低周波音の閾値と比べますと、だいたい10ヘルツで95デシベル前後、20ヘルツで78デシベルくらいなので、閾値はこの値よりだいぶ上になっています。閾値よりも大きければ感じるということなので、風の影響は入っていますが、この結果を見る限りでは1から20ヘルツまでの超低周波音については影響ないと言えます。

7ページの騒音の周波数分析結果ですが、63、125、160、315（ヘルツ）のあたりが他に比べて出ています。よく低周波音と言われておりますが、日本のデータはなかなかオープンになっていないので、我々もあまり多くのデータを見ているわけではありませんが、このような騒音の周波数帯で、ある周波数が卓越するとその音が聞こえてきて苦情がくるということがあのようなので、気になる点ではあると思います。今後これらの発生源の低減対策を図り、納入機に反映させる予定とありますが、そのあたりの見込みはどうなのかと思います。

CEFの方ですが、ジャネックスと同様に心身にかかる参照値と直接比較することはできません。9、10ページに昼夜の騒音予測のコンター（等値線）がありますが、これは風速何メートルの時のデータでしょうか。

低周波音につきまして、16ページに10分間の最大風速が書いてありますが、大きいほうのレベルについてはデータがしっかり取れていないのかなと思います。また、周波数分析結果の資料がございますが、例えばA-1、A-2、B、Cの強風時のデータを見ると、レベルが高くなっています。低周波音を測る時には風車から出る低周波音を測ることになりますが、伝播過程で多少変動したり、木がざわざわしたりする音や、マイクロフォン周辺の風雑音をひろってしまったりすることがあります。このあたりのデータはマイクロフォン周辺の風をひろってしまっているのではないかなという気がします。また、19ページの3.2.5予測結果ですが、風車と測定地点との位置関係がはっきりしていません。というのも風車の風上、風下、横側のどこで測っているのかによっても音が変わってくると思います。

それから両事業者の地図を重ねて拝見しますと、音だけの話ではないと思いますが、配置計画が重なっている場所があるように見受けられます。これについては計画性がな

いような気がしますが、このあたりはどうお考えなのでしょうか。

また、暗騒音を測られた結果を見ますと、一番小さいところで31デシベル、コンターを見るとどちらの会社も小さくなりますが、暗騒音に比べて数デシベル大きいので基準値以下であっても聞こえてしまうことがあると思います。先ほども申し上げましたように、騒音の方で卓越した成分があると結構聞こえてしまう、感じてしまうことがあるので、CEFについては騒音の周波数分析のデータがないが、そういうデータはお持ちなのでしょうか。

最後に、何でもそうですが、静かなところに音の出るものができる苦情が多いため、今回発電所ができますので、音は多少出るかと思いますが、住民の方にそのあたりの説明をしっかりとされているのか、そのあたりのことが気になりました。

会長：ありがとうございます。先生のコメントの中で両事業者に対する質問もありましたが、答えられるものはありますでしょうか。まずはジャネックスからお願いします。

ジャネックス：まず低周波音につきましては、閾値で評価する方法もあると思いますが、評価基準がないためにどうしても参照値で判断せざるを得ないのかなと考えています。環境影響評価では対象になっていないが、この審議会でも低周波音についても審議されるということで、メーカーにこの資料の掲示を求めて分かりやすい表にしたものがこれでした。

風車騒音が問題になっていることもあり、メーカーにはもっと音の出ない風車を開発できないのかと求めているところです。ナセルの中から出る音についてはナセルの壁に消音、吸音装置ですか、それを取り付けて対策がとれないかということをお願いしています。また、ブレードの風切音ですが、これについてはどうしても風を受けて発電するのでシュッシュという音がします。風が強い時、定格運転まではいいのですが、風がそれ以上になるとブレードの角度を変えるみたいで、音が棒を振り回したような音に変わってくるみたいです。このように、ブレード部分の音は対策、低騒音化が難しいが、機械騒音については対策できるものと考えています。

会長：ありがとうございます。それではCEFは何かございますか。

CEF：マイクロフォン周辺の風をひろってしまったのではないかとのご指摘がありましたが、低周波音の測定では実際に風車のある場所で測定しており、風があれば回るという状況なので、なるべく入らないように工夫はしていますが、風雑音がどうしても入ってしまいます。

19ページの結果について、風車と測定地点の位置関係が不明とのご指摘がありましたが、後ほど資料をお送りすることはできると思います。

会長：先生のほうからは他に何かございますか。

低周波学識者：CEFの騒音周波数特性の測定結果がありませんが、苦情が出るときによく低周波音と言われますが、低周波音ではなく聞こえる周波数域で特定の周波数が卓越した時に苦情が出ている場合もありますので、そういうデータは持っておいていただいた方がいいと思います。

CEF：今回現地調査として行っている測定では周波数分析までは行っていませんが、供用時に同様の調査を実施する予定ですので、その時に検討したいと思います。

会長：ありがとうございます。これまでの事業者の説明、あるいは先生のお話を聞いて委員の

みなさまからのコメントやご質問を頂きたいと思います。

委員：両事業者のやっていることが異なるように見えるのですが、本来同じ騒音、低周波音調査なのだから何らかの基準みたいなものはないものでしょうか。

また、ジャネックスの方につきましては室蘭市でとられているということですが、地理的条件の違い、例えば海でやるのと山でやるのとでは結果が異なってくるのでは。そういった影響をここで考えなくてもいいのかなと思いました。

CEFの方はマイクロフォンで現在の騒音はどれくらいあるのか、つまり現状の発電機がないものを測定され、発電機が付いた後の予測は理論で行っています。一方、ジャネックスは現物から測定されているのでそこで違いが生じていますが、この理論が色々な条件が変わった時に、出てくる答えが条件設定によって変わると思います。その条件設定をどれくらい変えられて何パターン行われているのか、例えば経済的な予測で言えば、普通政府では楽観的なパターンと悲観的なシナリオ、その中位的なシナリオの3パターンくらい出しますが、どれくらいのパターンで推計されているのかということをお聞きしたいです。

あと、先生からも意見がありましたように同じ場所に2社の風車が建つことになると、例えばこちらの騒音がなくてもあちらから聞こえてくるとかがあると思うので、1社だけが建てるという条件では少し結果が異なってくるのではないのでしょうか。重なる地域では相乗効果みたいに影響が大きくなったり、あるいは打ち消しあったりすることも考えられます。そのような相乗効果のようなことをどうお考えなのか、以上4点ほどお聞きします。

ジャネックス：室蘭のデータを使ったというのは日本製鋼所の実機であり、風車の性能、パワーカーブもそうですが、騒音の世界的な基準がございまして、IECの測定方法に基づいてしているとは思いますが、室蘭の港で測定しているために完全な評価基準の場所で測定しているわけではありません。それと島根県の高津川のデータにつきましても実際に現地に建てた風車の騒音測定結果です。これも港で測定していますので、きちっとした風車からの距離や風との位置関係が定かではないのですが、風車からの騒音、低周波音のデータとしてはそれしかありません。したがって、新しい場所に建てるにあたってはそれに基づいて評価していかなくてはなりません。それでこのデータを使わせていただいた次第です。

CEF：今回提出した報告書ですが、アセスと同じような手法でまず現況調査を実施して報告書にさせていただきました。予測に関しては、騒音については既存のデータを使って昼夜の予測をしました。低周波音につきましては発生源のレベルが不明なので定性的に事例を用いて予測しました。その事例と比較して影響は小さいだろうと評価しました。

会長：ありがとうございます。あと大変重要な質問だと思うのですが、隣接した風車からの騒音、低周波音の相乗効果というものはあるのか、先生にお伺いしたいと思います。

低周波音識者：実際に2社の地図を重ねてみると、音のうなりが起こるのではないかとというくらい隣接している場所もあります。たくさん風車が並んでいる場所の風の流れの具合で順番に風車を止めている場所もあるみたいで、要するにすぐ後ろだと風の乱れがあつてうまくいかないで交互に止めている所もあるみたいです。同じ会社でもそういうこと

があるようなので、重なり具合についてはきちっと一度図を書いてみないと本当に建てられるのかも分からないと思います。

委員：CEFからこの資料をいただいた時に、ジャネックスのものと重ねてみると、重なり合っている場所もあり、本当に大丈夫なのかなと思いました。

委員：山という地形の問題もあると思いますが、騒音、低周波音に関して干渉の問題というものはあるのでしょうか。

低周波学識者：私の知っている範囲ではなかなか風車のデータがオープンになってきていないので掴んではいないのですが、発生源が2つありますと周波数の違いによって干渉することもあります。風車の場合、風の流れの影響もあると思いますので向きによって負荷なく動くのかどうか、これについては風車の専門の方のご意見も聞かなくてはならないかと思いますが。

委員：隣接した風車については、あまり近いと上流側の風車で風がなくなった時に下流側の風車が位置するという状況にもなりかねますので、ある程度の離隔は必要だと思います。事業の採算性にも関わることなので慎重な検討が必要だと思います。

委員：個々の開発面積が20ヘクタール以下であるために個々に審議してきたわけですが、連続しているので市のこの審議とはかけ離れているのではないのでしょうか。

会長：低周波音の話からちょっと外れるかもしれませんが。市だけで環境影響評価を審議していくのは20ヘクタールを超えない場合で、現在個々に出されたものとして審議を行っています。今回、2つの事業者が同席で説明をしていることは低周波音に関して大きくクローズアップされており、2つの事業者が同席で説明する必要があるという特別な事情もあります。ほぼ同時に出されたものについてはトータルで考えるのか、それとも個々に出されたものとして審議するのか、これはおそらく誰も判断のつかないような問題かもしれません。そういった場合、松阪市としては最終的にどうやって判断していくのかということになるかと思いますが。今回のような審議、それから市民への説明会については行われるべきだと思います。それを踏まえ、慎重な判断をされることになるかと思いますが、この審議会につきましては、そこまでの権限はありませんので、それぞれ出されたものについて審議するというスタンスは今までと変わっていません。2つの事業を合わせた時にやはり20ヘクタールを大きく超える、あるいは先ほどの話にもあったように影響が合わさって相乗効果のようなものを生むということになれば、それは十分な議論が必要と思いますが、この場ではまだそれは出来ません。したがって今はそれぞれについて審議させていただきます。ただ、低周波音の影響などで生き物に対して、地域住民に対して何らかの悪影響が出るかもしれないとなった時には面積に関わらず重要なことであり、何らかの審議は必要だと思います。先生にお伺いしたいのですが、このような非常に隣接した事例というものは他にあるのでしょうか。

低周波学識者：通常は1社がされることだと思いますので、風の影響を考慮して間隔を決めて建てるのだらうと思います。

委員：今回の件が実寸でどれくらい隣接しているのかわかりませんが、ネドが出している風力発電導入のガイドラインには、これくらいの間隔で建てるのが望ましいということは書かれています。

委員：ジャネックスの資料の7から10ページにかけてですが、単音源では通常、倍音、半音というものがあまして、例えば25ヘルツに卓越した周波数がありますと、50は大きく、100はもう少し大きく出るというような性質があります。今回の室蘭や高津川のデータを見させて頂くと、それぞれ違うのであまり卓越したということは言い過ぎない方がよいと思います。確かに室蘭のデータでは25ヘルツの音がやや高くなってはいますが、地形や風の影響もあると思うので、このデータは単純な発生源のエネルギーだけのものではないと思います。7ページの真ん中あたりに騒音の周波数分析結果がありますが、騒音にしても低周波音にしても、卓越した周波数が見られたから今後発生源の対策をとるとは言わずに、もう少し慎重に、総合的な騒音および低周波音の低減を掲げられた方がもっと効果が上がると思います。この結果を見ると、単純な音源が示すパターンではなく、周波数ごとに複雑に増減を繰り返しています。

ジャネックス：大変難しい問題ではありますが、機械騒音については全体的に何とか低減できないかメーカーにも要望しています。あと、ペンキを塗るとタワーの振動を抑えるといいますが、ペンキを塗ると音が小さくなるということも聞いたこともありますが。

会長：ありがとうございました。他に何かご意見はありますか。なければこの議事についてはこれで終了としたいと思います。最後に先生、今後私たちが審議していくにあたり、何か参考になること、あるいはご意見等ございましたらお願いします。

低周波学識者：先ほどの繰り返しになりますが、暗騒音が非常に静かな地域ですので、音が小さくなくてもどうしても聞こえてしまう可能性があると思います。そのことに注意し、地域の方々への十分な説明をして頂きたいです。

会長：ありがとうございました。それでは議事2にうつりたいと思います。

議事2の株式会社ジャネックスの計画について、ジャネックスより環境影響評価書の資料説明がなされる。

委員：クマタカの高利用域等につきまして、前回までの調査から何か変わったところはありませんでしたか。

ジャネックス：クマタカの行動圏につきましては評価書6.7-30ページにメッシュ解析図を載せておりますが、一般に縦覧されるということで営巣地保護の観点より最大行動圏と95%行動圏しか示していません。これについては先般の準備書と変更はございません。ただし幼鳥の行動範囲を今回新たに解析しており、それにつきましては評価書の6.7-36ページに追加して掲載しております。地形図上に落としますとこの星印が営巣位置を示しております、場所の特定をされないようb地区とc地区とさせて頂いております。概ね営巣木から400メートルほどの範囲が行動範囲となりました。

追加ですが、風力発電で重要な行動解析も準備書で示しておりましたが、これにつきまして先ほどの有識者の方から見方がよく分からないというご指摘がございましたので、6.7-34、35ページにグラフのような図で飛翔高度と飛翔頻度の関係を示しております。ピンク色が対象事業実施区域を示しており、造巣期や今回の幼鳥調査で分かりました雛が外に出て行って巣立っていく時期に比較的稜線に近づいてくることが行

動解析より分かっています。

会長：ありがとうございました。ひとつ、会長としてお願いなのですが、評価書というものは大変重要な位置づけであります。審議会の事前に配布して読んでこない、ここで配布されて審議することになりますと、準備書と評価書が変わっていようといないでいようと、審議をする我々の立場からすると事前に読む時間の余裕がないと少し酷なやり方です。私としては、今回評価書がこれで大丈夫ということにはしたくないですよ。責任をもって審議している我々の立場からしますと、もう一度、一から読み直して、もしかすると準備書段階で気が付かなかったことがあるかも知れません。大変恐縮なのですが、内容が悪いからとかそういうことではなくて、いったんこの資料を持ち帰り、早い段階で第7回の審議会を開催して審議をしたいと思います。委員のみなさんをお願いなのですが、内容が変わっていようといないでいようと、準備書と評価書は意味が異なりますので、評価書の判断についてじゃ次回に持ち越し、第7回の審議会という形をとらせて頂いてもよろしいでしょうか。

ジャネックス：事前に評価書をお配りしなかったのはこちらのミスでした。ひとつだけ質問をしてもよろしいでしょうか。確認なのですが、環境影響評価の手続きでは環境影響評価準備書が環境影響評価書案でありますので、準備書でのご指摘やご意見を踏まえ、修正したものが評価書であるという手続きを国でも三重県でもとっています。本件につきましては環境影響評価書につきましてもご審議をされると考えてよろしいのでしょうか。

会長：手順そのものを言っているのではありません。私たちにとって、この評価書に対して何らかのコンセンサスを得るには時間がなさすぎるということで、じっくり読ませていただき、慎重に審議会を進めていきたいということです。

ジャネックス：出来れば会長さんと委員会と事務局で打ち合わせの上、事前にどういう資料が必要かをお知らせ頂ければ二度手間にはならないと思いますので、申し訳ございませんが次回からは事務局を通じてそうして頂きますようお願いいたします。

委員：今後の手続きの確認で事務局に質問なのですが、この審議会としてはどこまで審議をするのか、影響評価書が終わればジャネックスの件は終わりなのでしょう。あと、事業計画も色々あって遅れているかと思しますので、ジャネックスの今後の施工、あるいは稼働までのスケジュールを確認しておいたほうが良いと思います。

事務局：白猪山周辺の自然や環境が守られるのかどうかということが一番重要ですので、それが確認できれば良いと考えております。

委員：それでは評価書が大丈夫なものであれば良いということでしょうか。

事務局：評価書が大丈夫なら白猪山の環境が大丈夫ということなら良いと考えています。

ジャネックス：事業計画につきましては当初より1年ほど遅れています。市議会でも騒音のことがあり、予算措置など様々な手続きがあることに理解はしておりますが、前回の審議会からすでに半年経過していることもありますので、なるべくインターバルをあけないように事務局にはお願いしたいと思います。

会長：市の方針は先ほど当局からお話があった通りであります。新エネルギーの問題は重要で最優先課題のひとつだと思います。温暖化を防ぎながらいかにエネルギーを得るかという点では風力発電はとても大切な事業でもあります。ただ、やはり開発行為になります

ので、地元住民の方は今まであった自然をいかに守れるかということもありますし、慎重な審議が必要です。事業者の立場としては遅れることで生じるさまざまな問題に直面していることも分かります。良かれと思ってしたことがあの時もっと考えておけば良かったのに、とか後悔しないようにするためにもお互いの立場を尊重しつつ、次の世代につながるような良い判断をしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

事務局：事業者の方にひとつだけお願いしたいのですが、地域住民の方から環境課に対しまして、今回の風力発電建設計画について説明を受けていないとのご意見を頂くことがあります。今後くれぐれも住民の方からこのようなご意見を頂くことのないよう、よろしくをお願いします。

会長：それではジャンクスの審議を終えたいと思います。ありがとうございました。
続きまして議事3のCEFの計画にうつりたいと思います。

議事3のクリーンエネルギーファクトリー株式会社の計画について、CEFより環境影響評価準備書(案)の資料説明がなされる。

会長：ありがとうございました。準備書なので膨大な資料になっておりますが、どの側面からでも結構ですのでご意見、ご質問があればよろしくお願いします。

委員：8-1ページの事後調査について、工事の実施中及び施設の供用後の環境の状況を把握するために実施とありますが、ここでは3項目にしかマルがしてありませんが、関係者からの意見やこの審議会での意見に対する回答をまとめた4-7ページや、あるいは住民からの意見ということでまとめた資料4-3では供用後に前後の比較を行うためにモニタリングと約束されています。4-7でも工事前及び工事中に水質調査を実施とあります。資料8-1との整合性がとれていないように思います。

CEF：資料8-1ではアセスの手順としてマルを付けています。それ以外の4-3や4-7であったことにつきましては住民の方のご心配やご要望もありますので、アセスとは別に個別に対応するということからそのようにしております。

委員：我々は別に環境アセスの審議をしているわけではなく、この審議会は松阪市の環境保全と水道水源の保全の大きくこの2点を審議しています。水道水源が大丈夫かということが資料のどこに書かれているのか探していました。沈降特性も非常に良いし、水質の予測をしてあるので正直安心はしています。水道部が大丈夫だから審議会なんかなくてもいいということであればいいと思いますが、その辺りについて会長はどう思われますか。審議会の役割としてどこまで踏み込めば良いのかよく分からないのですが。

会長：環境保全審議会の役割については委員さんが言われたように、アセスではなく松阪市の環境保全について審議しています。また、建ったからといって終わりというわけではありません。例えば事後調査ですが、これは私たちにとって非常に重要なことです。事業者がアセスのやり方に沿っていて、これは小さいことだからしなくてもいいと判断しても、委員がしなくてはならないという意見を申し上げることは当然できます。ところで松阪市は水道水源の協議会や審議会はありますでしょうか。

事務局：あります。

会長：それならば水源に係ることはそこにゆだねることになるのでしょうか。

委員：条例によると、この審議会が水道水源の保全も対象となっているはずです。

事務局：この条例の中にも記載はあります。松阪市では別途水道水源に関する審議会を設けてもいますし、この条例でも項目としてはあります。ただ、環境保全ということで水質の観点から指導していきたく思います。

会長：そこをもう少し明確にして頂きたいのですが、水道水源についての審議会は別途ありますよね。環境保全審議会として水質を守るということについてはここになるわけですが、水道水源を守ってやっていくということについては別の審議会に委ねることができるのでしょうか。

事務局：環境保全と水道水源にとって重要であればこの審議会でも審議することとなっています。

会長：例えば同じようなことで2つの審議会が審議をするということでしょうか。

事務局：そうです。ただ、今回の場合はここだけになります。

会長：例えば、水道水源の保全区域であって双方が水道水源を守るべきだということであれば良いと思いますが、実際に風車の建つところが水道水源の保全区域でなければ当然この審議会ではお手上げだと思います。風車の区域は水道水源の保全区域になっていますか。

事務局：承認の決定という部分になりますが、開発行為の届出があった場合において、当該開発行為が松阪市における自然環境、生活環境及び水道水源の保全に関し重要な事項であるときは、環境保全審議会の議を経て開発行為の承認又は不承認の決定をしなければならぬという文が条例にあります。

会長：つまり、開発行為にともなうものはここで審議しているということなのですね。ひとつ聞きたいのですが、今この図面に出ている区域は松阪市の水道水源の保護区域ですか。

事務局：嬉野側がそうであると聞いています。また、2回目の審議会で水道水源の担当者も同席して説明していると思いますが、再度確認をしておきます。

委員：事務局が言ったように、開発にともなう場合は水道水源も審議しなくてはなりません。何度も言っておりますが、特に雨が降っているときに事前に調査しておくべきです。工事が始まったから水道水源が濁ったと言われないように、雨が降ればある程度水道水源は濁るものなのだとと言えるように、工事中、工事後も含めてしっかり調査してほしいと思います。

委員：資料4 - 6について、当初では美杉側から搬入路を設置する予定でしたが、事業計画を変更した結果、阪内地区側に搬入路を設置する計画に変更しましたが、これはミスプリントですか。辻原側ということで聞いておりますが。

CEF：これについては方法書についての審議会での意見に対する回答を載せたものであり、方法書段階での見解です。それからまた変わっております。

委員：辻原からの搬入ということでよろしいですね。

CEF：はい。

委員：風車の配置計画について、クマタカを懸念しての変更ということですが、大きく変わっている所と微妙に変わっている所がありますが、これらは全てクマタカに起因しているということでしょうか。

CEF：クマタカもそうですが、サシバですね。渡りのルートになっている所も含まれます。あとは地域住民の方からなるべく尾根側にしてほしいという要望がありましたので、なるべく尾根側にもってくるように配置変更しました。

委員：クマタカへの影響を避けるためとのことですが、他社が準備書の縦覧をする段階まできているのに同じ所に計画を変更した理由は何かあるのでしょうか。

CEF：ジャネックスさんの情報がしっかり入っていない段階で検討していたため、その結果重なってしまった所もあります。クマタカへの影響は考慮しなければなりませんし、住民の方にとってはあまり近くにあると防災上懸念される方もみえると思います。それでは事業もうまくいかないの、事業計画の変更に至りました。

委員：関連したことで事務局にお聞きしたいのですが、2社の配置図が一緒に描かれた地図というものはないのでしょか。

委員：一度合わせてみたことがあるのですが、3、4箇所ほど重なった所があったように思います。

事務局：景観の方で職員が合わせたものはあります。何箇所か重なっているような所はあったように思います。

委員：そういう図面を見せてほしいということが一点と、もう一点、南側斜面は非常に急斜面ですが、急な南側斜面に配置するということがつぶれ地が予定されているこの面積で収まるのかどうか心配です。確かに猛禽類の関係で配置計画を変えられたということですが、ただそれだけではなく、どれだけつぶれ地が増えていくのか、それによっては他の動植物への影響も大きくなると思います。ですので、この準備書を審議するにあたって基本となるどこに設置されるのかということをもまずはっきりしたうえで意見を申し上げたいと思います。つぶれ地は少ない、あるいは改変面積は小さいとのことですが、尾根側へ寄ったことによって非常に心配しています。繰り返しになりますが、事務局もはっきりと位置がどこなのか分かるように拡大した地図に位置を落とし、平地に建てる一基と斜面に建てる一基が同じでいいのかも含めて、その地図を見てから意見を申し上げたいと思います。

会長：前回の審議会でも CEF の計画について多くのご指摘、ご意見がありました。それらに対しどれだけのものを補ってきたのか、あるいは前回と照らし合わせてどういったことが言えるのかを示して頂かないと、これからこの準備書をどういう形で判断するのかということが決められません。

時間もだいぶ経過してしまいましたので、第6回をこのまま延長して審議するのか、ある程度の段階で切って第7回目に審議を継続するのどちらにしましょうか。今回は騒音、低周波音についての審議をしましたのでいつもより時間が延びていますので、18時を目処にこの準備書についての質疑応答をしてほしいと思います。18時になっても審議が終わらない項目等があれば第7回に持ち越しとしたいと思います。

委員：質疑に対する応答まで頂いていたら時間がすぐなくなるので、今日は問題点や意見だけを述べ、次回に回答を頂く方がよいと思います。

会長：それではそうしましょう。まずは植物関係から何かご意見ご質問はございますか。

委員：環境保全措置について、ウスギナツノタムラソウのみで残りについては影響が少ない

ということですが、他の希少種や貴重な群落を含めて、作業そのものつまり現地を確認して頂くことによって影響が出てくるのでは。

また、位置が変更になったということは猛禽類への影響を配慮されたとのことですが、植物分布図を見て配慮されたことがあるのであればそれも明文化しておいて頂きたい。

それから、今回の調査で蘚苔類の調査を加えて頂いたことはありがたく思います。その中にサクラジマツヤゴケという貴重な種が見つかったことは非常に良かったと思います。生育しているのは樹皮の表面であり、工事による影響はないということですが、位置から判断してとても心配です。工事中の配慮は当然ですが、工事を行うときに現場で確認してもらいたいと思います。それから、事後調査で蘚苔類は調査対象ではありませんが、供用後、それが残っているか確認してほしいと思います。

あと、植物の調査は植物相と植生の調査期間が示されており、細かいことですが、最後の植生調査表を見るとその期間がずれていますので、整合性をとって頂きたいです。

希少種の生育分布図が載せられておりますが、縦覧時には保護の観点からそのページは除いて頂くほうが良いと思います。

最後に、保全措置については貴重な種のウスギナツノタムラソウのみでいいのか、つぶれ地も含めて再度検討してほしいと思います。

委員：資料5 - 11の哺乳類の調査で、小型哺乳類の捕獲調査がなされていません。したがって6 - 36の結果のところではネズミ類があがっていません。6 - 187に生態系の模式図がありますが、その底辺のところにはネズミ類がないのも捕獲調査がきちんとされていないためだと思います。また、この図の中でノウサギがトカゲ、カナヘビに捕食される形で書かれています。また、クマタカは分かりませんがオオタカ、サシバは大型哺乳類の捕食はしないと思います。他にもカエル類を鳥類が捕食し、それをニホンリスが捕食するというような図になっており、とても納得のできる図ではないので、この図については全般的に見直しが必要かと思います。

また、資料6 - 104の記載ですが、風力発電所における調査事例では猛禽類が風車群を避けて飛翔することが報告されているとあり、この報告というのは6 - 214ページの報告のことと思いますが、このイヌワシの事例をもってクマタカを推測するのはどうかと思います。

資料6 - 108において、サシバ、ハリオアマツバメの環境保全措置として風力発電施設に白色閃光灯を設置とあります。クマタカもそうですが、夜はまず飛行しないと思うのでこの必要はあるのでしょうか。景観上も良くないと思うのですが。

CEF：高度が高くなった場合、閃光灯につきましては航空法の定めがございまして、夜間については付けるということになっております。

委員：分かりました。それから6 - 192でクマタカの位置確認のことが書かれております。もちろん図に示すわけにはいかないかもしれませんが、営巣木としては確認されていないのでしょうか。また、6 - 207の行動圏の図について、本当は高利用域も伏せて頂いた方がいいと思います。また、Cペアの高利用域が2つに分かれておりますが、一般にこのようなことはあるのでしょうか。高利用域というのは営巣木から中心にある程度連続していると思うのですが。

委員：関連したことですが、鳥類全般そうですが、特にクマタカについてはその営巣地をはっきりと調査してほしいと思います。そうしないと、その営巣木からどれくらいの範囲に影響があるのか把握できないと思いますし、影響があるなら移行して頂かなくてはなりません。環境に対する関心も高まっている中、特に希少種や猛禽類については営巣、繁殖とともに把握されておいた方がいいと思います。

もう一点、これから高利用域や営巣範囲を解析の中で具体化してほしいと思います。

また、クマタカへの配慮ということで尾根側へ計画変更して頂きましたが、騒音や低周波のこともあり、私も果たしてそうすることがベターなのかどうか分かりません。今の事前調査、工事中、事後調査についてはいずれも非常に重要だと思います。事後については1年や2年ではなく、継続してやってほしいと思います。

あと、他社が入るので影響はものすごく強い。例えば尾根に4つがいのクマタカがいて、1つがいがなくなると何年かすると全滅する可能性があります。要するに、今まで自分のテリトリー範囲を守っていたのが、もし何かの拍子で違うクマタカの繁殖がなくなったらおそらく尾根の方に出てくるだろうと思います。そうすると風車へのバードストライクの可能性もなきにしもあらずだと思います。

これらの点からして、営巣木の把握及び事後調査は非常に重要だと思います。

委員：6-134の予測結果のところに対象事業実施区域については緑化や植樹を行い環境保全に努めるとあり、表7-1-1の環境保全計画と予測結果が示されていますが、この表の中でその規模や樹種についても触れておいて頂く方がいいと思います。

委員：今回最終的に他社の状況が分からない中で事業計画を変更されたとのことですが、今見させて頂くと6基以外は全て重なる所に計画されているようです。そういう状況にあるということだけお伝えします。

会長：ありがとうございます。後ほど私の方からもお話をしようと思っておりましたが、まずこの準備書に対する皆さんからの意見を最終的に頂きたいと思いますがいかがですか。

会長：これでCEFの計画についての審議を終了したいと思います。したがって、今日のこの準備書につきましては次の評価書にいくところまではまだいっていません。この準備書に対する皆さんのご意見に対して対応されたものを見て第7回、あるいは第8回になるかも分かりませんが、CEFには今日のご意見に対する回答をしっかりと用意して次回の審議会に望んで頂きたいと思います。

3. その他

事務局：先ほどジャネックスにも言いましたが、地域住民の方から環境課に向けて、今回の風力発電建設計画について説明を受けていないとのご意見を頂くことがありますので、今後くれぐれもそのようなことがないようにお願いします。

委員：先ほども申し上げましたが、市のほうで両事業者の地図を合わせて配布してもらえますか。

会長：それは今後、当然重要な判断をする際には必要になってきますので、事務局にはなるべく早くして頂いて、私たちのところへ送って頂きたいと思います。

委員：図面を見ると送電線も同じ場所になっていると思います。2本が道路で埋設できるのか

どうかということもありますので、それも合わせてお願いします。

委員：市の権限として、どこまで両事業者の位置を調整できるのでしょうか。

会長：調整はできません。調整ではなく、今は作業図を作るということですね。それを見てどういう風に判断していくのかということです。

委員：それでは両事業者の独自の判断でずらして頂くということになるのでしょうか。

会長：この審議会としてはそれで出されたものについて審議するという形になります。最終的な判断は松阪市がします。市としては環境を守りながらどうやって新エネルギーを得ていくか、そろそろ決断の時期が迫ってきていますので、様々な準備をして頂きたいと思えますし、庁内でも様々な準備が必要であればお願いします。

大変長くなりましたが、これをもちまして第6回環境保全審議会を終了したいと思います。松阪市の未来を担う重要な問題ですが、今後とも継続して審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。